

広島県漁港管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年三月二十四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県条例第二十号

広島県漁港管理条例の一部を改正する条例

広島県漁港管理条例（昭和四十年広島県条例第三十五号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(占用の許可等) 第十一条 (略) 2・3 (略)</p> <p>4 第一項の許可の有効期間は十年を、第二項の許可の有効期間は五年を超えることができず、第二項の許可の有効期間は五年を超えることができない。ただし、知事が特に必要があると認められた場合は、この限りでない。</p>	<p>(占用の許可等) 第十一条 (略) 2・3 (略)</p> <p>4 第一項の許可の有効期間は一月（工作物の設置を目的とする占有にあつては、三年）を、第二項の許可の有効期間は五年を超えることができない。ただし、知事が特に必要があると認められた場合は、この限りでない。</p>

附 則

この条例は、令和二年四月一日から施行する。